

【家庭福祉課本課関係】

1. 社会的養育の充実について

(1) 令和2年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について（関連資料1参照）

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、平成30年7月に、各都道府県等に対して「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を今年度末までに策定いただくよう依頼している。

令和2年度予算案においては、こうした各都道府県等の取組を支援するため、①家庭養育等の推進、②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進、③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実等に必要な予算を計上しており、具体的には、

①家庭養育等を推進するための予算として、

ア 2人目以降の里親手当の充実

イ 里親委託前のマッチングに対する支援（面会交流等の係る交通費及び委託前養育期間中の生活費）の創設

ウ フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急対応体制の整備

エ 養子縁組民間あっせん機関に対する支援や、養親希望者の手数料負担の軽減策の拡充 等

②施設の小規模かつ地域分散化を推進するための予算として、

ア 児童養護施設における施設の職員配置基準の強化（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

イ 児童養護施設及び乳児院の改修期間中に発生する建物賃借料の補助 等

③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実のための予算として、

ア 児童養護施設等における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置

イ 都道府県等における自助グループへの支援（専任職員の配置、事務費等）の充実

ウ 都道府県及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会の開催 等

に必要な予算を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いします。

なお、乳児院及び児童養護施設に係る令和2年度次世代育成支援対策施設整備交付金の取扱いについては、昨年度同様、

- ① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画(地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備)について、優先的に採択する。
- ② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画(本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア(ユニット化)の整備)については、「概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)」を作成いただき、その内容を精査した上で、採択の可否を決定する。
- ③ 大・中・小舎(小規模グループケア以外)を含む整備計画については、採択しない。

こととしているので、ご留意願いたい。

(2) 家庭養育の推進について

① 都道府県社会的養育推進計画の策定について(関連資料2参照)

平成30年7月に、各都道府県に対して計画の策定要領をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を今年度末までに策定いただくよう依頼している。各都道府県においては、年度末の策定期限に向けて取り組んでいただいているところであるが、平成28年の児童福祉法改正で明記された「家庭養育優先の原則」を徹底していくための今後10年の取組の基本となる計画であることを十分に踏まえていただきたい。

そのため、推進計画については、次の事項について、改めて確認した上で、必要な再検討を行い、本年度末までに策定を終了し、これに沿った来年度以降の取組を精力的に進めていただくとともに、進捗状況については、毎年度、把握・検証し、その結果に応じて必要な場合には、計画期間中であっても柔軟に計画を見直していただくよう、お願いする。

ア 今回の推進計画の見直しについて

今回の推進計画の全面的な見直しは、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するために行われるべきことであり、以下の事項をはじめ、策定に当たっての基本的考え方や留意事項についてまとめた策定要領を十分に踏まえて、推進計画を策定すること。

- i 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)において、子どもが権利の主体であることが位置付け

られるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されたこと。

- ii 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平成28年6月3日雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としていること。
 - iii 平成29年の「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされたこと。
 - iv これらの児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたこと。
 - v 特に、里親等委託率については、国において「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降50%」の実現に向けて、取組を推進することとしていること。また、都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域において実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定することを求めていること。
- イ 代替養育を必要とする子ども数の見込みについて

代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、策定要領において示しているとおり、現に入所措置又は里親等委託されている子どものみならず、「児童相談所における養護相談対応件数」や「一時保護子ども数」などを加味し、適切に潜在的需要を見込むこと。その際、以下のような方法を採用する都道府県があったので、参考にしていただきたい。

<算出方法の事例>

- ① 直近の児童人口に対する養護相談件数の比率を算出し、算出した比率を、各年の推計児童人口に乘じ、養護相談件数を推計。
- ② 直近の養護相談件数に対する要保護児童の割合を算出し、算出した割合を、各年の養護相談件数の推計に乗じて要保護児童数を推計。

③ 児童相談所に対する調査を行い、在宅指導中の児童のうち施設や里親等の利用が可能であったが、里親や施設等を利用できなかったと回答のあったものをベースに潜在需要を試算。

④ ②及び③等により、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出

ウ 里親等委託等が必要な子ども数について

i 里親等委託等が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、子どもの状態や希望等に基づき見込むこと。

ii 見込に当たっては、現状における委託可能な里親数等にとらわれないこと。また、一部の都道府県においては、「代替養育を必要とする子どもの見込数から、児童養護施設等の見込みや現行の定員を減じたものを里親等委託が必要な子ども数にする」といった方法が採られているが、このような方法は、策定要領に沿ったものとは言えないこと。

iii 現に里親等へ委託されている子どもに限らず、施設入所しているケースや在宅指導を行っているケースのうち、里親等委託が適当であった子ども数など、潜在的な需要も適切に見込むこと。特に、乳幼児は、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあるとともに、比較的マッチングが行いやすい時期でもあるため、積極的に里親等へ委託する前提で、その数を見込むこと。

iv 里親等委託が適さないとした子どもにおいても、フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築など、里親等に対する支援を充実することで、里親等委託が検討できる子どももいることに留意すること。その数について、以下のような検討を行った上で見込んでいる都道府県もあるので参考にしていきたい。

<検討例>

- ・ 児童養護施設及び乳児院に入所中の子どもについても個別にアセスメントを実施し、委託促進対策を講じることで里親等委託を検討できるものを加味するとともに、親の同意が得られないケースや受け皿確保の課題はあっても、それらにとらわれることなく、あくまでニーズに基づいて里親等委託が必要な子ども数を算出。

v 各都道府県において、独自の算式により里親等委託が必要な子ども数を見込む場合であっても、策定要領に定める算式1及び算式2により算出された数値を明らかにした上で、中でも乳幼児に関わる見込み数については、重要な算出根拠となるため、それぞれの算式において、その数を明らかにすること。

② 里親・ファミリーホームへの委託の推進（関連資料3～5参照）

里親等委託率については20.5%（平成30年度末）と、依然として施設養護の割合が高い状況にある。

特に乳幼児期については、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であり、積極的な里親委託を検討する必要がある。厚生労働省としては、計画の策定要領をお示ししており、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進していくこととしている。

今般、各都道府県に対し、推進計画における里親等委託率の検討状況等についてヒアリングを行ったところ、「里親の成り手の確保が困難」等といった声が少なからずあった。この課題に対しては、精力的かつ継続的な取組が必要であるが、厚生労働省としても、このような取組を支援するため、令和2年度予算を含め、必要な財政措置を図ることを予定しているほか、以下のとおり里親の成り手の増加のための方策についてとりまとめたので参照していただきたい。また、里親等委託率の目標値について、以下の方策を進めることを前提として設定するよう検討いただきたい。

ア 里親養育支援児童福祉司の児童相談所への配置について

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に配置することを決定したとともに、令和元年度から当該職員に係る地方財政措置がなされていることから、児童相談所へ積極的に配置すること。

イ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築について

里親のリクルートや継続的な支援では、フォスタリング体制を構築することが重要である。策定要領で示しているとおり、各都道府県においては令和2年度末までに、フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築すること。

フォスタリング機関への補助については、令和元年度予算において大幅に拡充したところであるが、さらに、令和2年度予算案において、24時間の相談支援体制を整備するための費用を盛り込んでいるため、積極的に活用されたい。

また、フォスタリング機関については、乳児院や児童養護施設のほか、児童家庭支援センター、NPO法人等の活用も有効である。「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（平成30年7月6日子発0706第2

号厚生労働省子ども家庭局長通知)にてお示ししているとおり、民間フォスタリング機関には、

- i 民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親を開拓できる
- ii 委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョンが行いやすい
- iii 人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる

等のメリットが期待される。

ウ 未委託里親の活用について

全国の登録里親数は平成31年3月末時点で10,136世帯ある中、委託里親数は3,441世帯となっており、相当数の未委託里親が存在している。

未委託里親の中には、養育経験の不足、知識やスキルの不足などを理由に未委託とされているケースがあるが、こうした者に委託が可能となるよう、週末や夏期休暇等の連続した休暇の期間等を利用した、短期間の養育体験や研修受講を促すことも効果的である。

また、未委託里親をはじめとして、委託前のマッチングプロセスが重要であることに鑑み、令和2年度予算案において新たに「里親への委託前養育等支援事業」を創設し、この期間についての里親家庭の経済的負担の軽減等を図ることとしている。この事業においては、マッチングの一環として、週末や夏期休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、短期間の養育を行う場合も対象となるため、積極的に活用されたい。

エ 複数児童の委託について

全国の里親家庭は、平成30年2月1日時点で4,216世帯あり、そのうちの委託児童数が1人である家庭は全体の76.1%となっている。フォスタリング機関による里親家庭への支援の充実などを図っても、新規の里親の大幅な増加が見込めない場合等には、複数委託を検討することも有効である。

令和2年度予算案においても、前述のとおりフォスタリング機関への補助を充実しているほか、二人目以降の里親手当の拡充等も盛り込んでいるところである。

③ ファミリーホームの養育者について

ファミリーホームの養育者については、家庭と同様の環境における養育の推進に資するよう、その質を高めるため、現行の資格要件に上乘せして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親であることを要件とするため、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）を改正し、令和2年4月1日に施行することとしていることから、適切な対応をお願いしたい。ただし、施行の際現に養育者である者については、令和5年3月31日までは、改正後の要件を満たす者とみなすこととする。

④ 特別養子縁組の推進について（関連資料6、7参照）

特別養子縁組については、その制度の利用を促進する観点から、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、令和2年4月1日から施行することとされている。その概要は以下のとおりであり、これを踏まえた留意点等については追って通知することとしているところ、特別養子縁組制度の更なる利用促進に向け、各児童相談所においては適切な対応をお願いしたい。

【民法の改正】

- ・ 養子となる者の上限年齢について、原則15歳未満（特別養子縁組の審判の申し立て時。要件を満たす場合は15歳以上も可能。ただし、特別養子縁組成立の審判確定時に18歳未満である必要がある。）に引き上げること。また、養子となる者が審判時に15歳に達している場合においては、養子となる者がその縁組に同意していなければならないこととする。

【家事事件手続法の改正】

- ・ 特別養子縁組を、実親の同意や監護が相当でないことを審理する第一段階の「特別養子適格の確認の審判」と、養親となる者が養親として適当であるか否かを審理する第二段階の「特別養子縁組の成立の審判」の2段階の手続で成立させることとする。
- ・ 実親が「特別養子適格の確認の審判」における期日等において、特別養子縁組の成立に同意した場合、2週間経過後は、撤回できないこととする。

【児童福祉法の改正】

- ・ 児童相談所長は、「特別養子適格の確認の審判」を自ら申し立てることができ、また、養親となる者が申し立てた場合には、その手続に参加できること。

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、

養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

過去には、金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。民法等の改正を踏まえた民間あっせん事業に関する留意点等については、追って「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」（平成29年厚生労働省告示第341号）を改正するとともに、詳細を通知することとしている。

また、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている（民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律第4条）ことから、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いしたい。

さらに、民間あっせん機関による養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施に資するよう、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、当該養親希望者等の本籍地の市町村においては犯歴情報の確認に、居住地等の都道府県等においては児童虐待及び被措置児童等虐待の確認にご協力いただけるよう、「民間あっせん機関による犯歴情報並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について（協力依頼）」（令和元年9月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において改めてお願いしているところであり、各都道府県等の養子縁組あっせん事業に係る相談窓口におかれても、こうした確認についての相談があった場合には、照会先を紹介することを含め、適切に対応していただくようお願いしたい。

なお、同法のうち、民間あっせん機関の業務の質の評価に関する規定については、平成31年4月1日より施行されており、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」（令和元年11月20日付け子発1120第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）を通知し、適用したところ、厚生労働大臣が指定する第三者評価の評価機関については、追ってお知らせする。

令和2年度予算案においては、民法の改正により、特別養子縁組の対象が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられたことを踏まえ、

- ① 比較的年齢の高い養子とその養親に対する支援体制の構築するモデル事業の創設
- ② 養子縁組民間あっせん機関の職員の資質向上を図るモデル事業の創設
- ③ 養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の更なる軽減策

を盛り込んだところであり、都道府県等においては、積極的な実施をお願いします。

なお、今年度より実施している「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん機関の有無に問わず、積極的な実施をお願いします。

⑤ 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について

(関連資料8参照)

厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和元年度においては、関係団体等とも協力し、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞広告及びインターネットによる広報活動
- ・ 政府広報（Twitter、Facebook、各種広報誌）による広報活動

等の取組を実施した。

なお、里親月間に合わせ、厚生労働省と関係団体が主催して毎年度実施している「全国里親大会」について、令和2年度は、徳島県徳島市で10月3日（土）、4日（日）に開催する予定である。

併せて、特別養子縁組制度についても、新聞広告（令和2年1月4日）や特設サイトによる広報・啓発活動を行っている。

各自治体におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いします。

また、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、サポート体制などの説明を通じて、里親になることへの不安や負担感を軽減するほか、週末や夏期休暇等の連続した休暇の期間等を利用した、短期間の養育体験などを通し、里親になるための動機付

けを行うことも効果的であり、このような短期間の養育体験については、現に児童養護施設や乳児院等に入所する子どもが家庭生活を体験するための「施設入所児童家庭生活体験事業」が活用できるので、積極的に取り組んでいただきたい。

加えて、日本財団において公開している「－「里親」意向に関する意識・実態調査－」（2018年1月30日）（<https://happy-yurikago.net/2019/05/5548/>）では、全国の20代～60代の男女を対象とした調査を行った結果、6.3%が里親になる意向があると回答されており、この数字から推計すると、全国で106万世帯の潜在的な里親意向者がいるとされている。また、里親意向を高める要素について、「困っている子どもたちの様子」や「里親のなり方」を知ることなどが示されている。里親のリクルートに当たっては、本調査結果も参考とし、積極的に取り組んでいただきたい。

さらに、各都道府県において、里親の成り手の拡大に向け、様々な取組が行われており、例えば次の i～vii のようなものがあるため、参考にされたい。

- i 登録研修の受講から里親登録に繋ぐための説明会や面談を実施。
- ii 委託可能な里親を増やすために登録後研修を実施。
- iii 未委託の養子縁組里親を養育里親として活用。
- iv 未委託里親に対して里親同士のレスパイトケアを依頼することで、養育経験を積んでもらう。
- v ショートステイ（子育て短期支援事業）の受け皿として里親登録を促し、短期間の里親から開拓。
- vi 委託開始時に地域の関係機関が集まり、当該児童についての支援策を共有する取組。
- vii 養育中の支援体制を拡充（相談支援体制や法定外の研修事業の充実など）。

これらのほか、都道府県等による具体的な実践例として、愛知県、静岡市、福岡市の状況の調査結果を厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-2018.04.20.html>）の中で紹介しているので、併せて参考にされたい。

⑥ その他の留意点（関連資料9参照）

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭における養育環境と同様の養育

環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討するようお願いする。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、積極的に養育里親への委託を検討するようお願いする。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討するようお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、乳児院からも措置変更する子どもについては、原則として、里親委託への措置変更を検討するようお願いする。

ウ 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

里親の登録や認定については、里親登録又は認定を希望する者が単身、共働き、LGBT等であるか否かにかかわらず、里親の種類に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきものであるため、その徹底をお願いする。

また、里親家庭の選定についても、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものであり、子どもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、マッチングがされるべきものであるため、その徹底をお願いする。

（3）施設の多機能化や小規模かつ地域分散化等の推進

① 乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進（関連資料1参照）

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先

原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について記載いただくとともに、各施設に小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定いただくことにしている。

令和2年度予算案では、

- ・ 小規模かつ地域分散化に向けた職員配置基準の強化
- ・ 小規模かつ地域分散化や多機能化等を支える専門性の高い職員の人材育成や確保に向けた、業務負担の軽減策
- ・ 里親や特定妊婦支援に対する支援など、多機能化等に資する補助の充実
- ・ 賃借物件を改修し地域小規模児童養護施設等を創設する際の補助の充実や施設整備の着実な実施

などを盛り込んでおり、積極的な実施をお願いする。

② 職員の人材育成・確保について（関連資料1参照）

児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、技能・経験に応じた処遇改善や合計6%の処遇改善等を行ってきたところであり、各都道府県におかれては、引き続き、各施設に対し処遇改善の実施を促していただきたい。

また、職員の人材確保のためには、給与等の処遇面の改善に加えて、業務負担の軽減策を合わせて講じていくことが重要であることから、令和元年度に「児童養護施設等体制強化事業」を創設したところである。令和2年度予算案では、児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とするほか、夜間業務や外国籍の子どもへの対応等の業務負担軽減のため補助者等を雇い上げる場合の費用の補助を盛り込んでおり、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」も引き続き計上しており、各都道府県におかれては、職員の人材確保や人材育成に向けて、これらの事業の積極的な活用をお願いしたい。

(4) 被虐待児等への自立支援の充実について

① 社会的養護自立支援事業等について（関連資料1参照）

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）において、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築が求められており、令和元年7月1日、8月9日に社会的養護経験者との「社会的養護自立支援の強化に向けた意見交換会」を開催した。

社会的養護経験者の意見等を踏まえ、令和2年度予算案においては、

- ・ 社会的養護自立支援事業における自助グループへの支援（専任職員の配置、会場借料及び事務費等）の充実
- ・ 都道府県及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会の開催する「社会的養護出身者ネットワーク形成事業」の創設

など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に必要な経費を盛り込んでいる。

② 措置延長等の積極的な活用について（関連資料10参照）

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししている。

改正児童福祉法においても、被虐待児童等に対する自立支援を進めているところであり、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、将来の自立に結びつけることができるよう、各都道府県等においては、この通知に基づき措置延長等の適切な実施をお願いする。

③ 民法改正法の施行について

令和4年4月には、18歳をもって成年とする民法改正法の施行が予定されているが、措置延長や児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業等の上限年齢については、現行の要件を維持することとしているため、対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用いただくようお願いする。

④ 児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費について

(関連資料11参照)

児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費については、令和2年度予算案では、

ア 入進学支度金及び入学時特別加算費の増額

イ 自立援助ホームに入居している児童が、特別支援学校高等部に通学する場合の教育費の支弁

を盛り込んでおり、各都道府県等においては、施設等への周知徹底をお願いします。

⑤ 自立支援に関する取組事例集について

厚生労働省では、民間団体等を活用した自立支援や、子ども若者分野など他分野と連携した自立支援など、各都道府県等における自立支援に関する取組をまとめた、「社会的養護経験者の自立支援に関する取組事例集」を策定し、厚生労働省のホームページにて公開している。

各都道府県等においては、「社会的養護自立支援事業」や「就学者自立生活援助事業」の活用と合わせて、本事例集も参照いただき、自立支援策の強化に努めていただきたい。

⑥ 自立援助ホームの設置促進について

施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、少子化社会対策大綱において、令和元年度末までに190か所の設置を目標として掲げているが、未設置の自治体もあることから、当該自治体におかれては、被虐待児童等への自立支援の充実を図るため、積極的な取組をお願いします。

⑦ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用について

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施する

など、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

加えて、都道府県社会的養育推進計画では、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県支援・取組を盛り込んでいただくことにしている。

これらを踏まえ、各都道府県等においては、市町村への周知も含め、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用について願います。

また、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整を願います。

母子生活支援施設の入所期間に一律の期限を設けている市町村もあるが、期限到来により安易に保護を解除するのではなく、支援の必要性に応じて判断するよう、市町村への周知・徹底を願います。

⑧ 児童家庭支援センターの活用について

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親及び里親に委託された子どもに対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な子どもに対する支援を行うことが可能である。

都道府県社会的養育推進計画では、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組を盛り込んでいただくことにしている。

平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則や、市区町村の相談体制の充実等も踏まえ、施設の地域支援機能・里親支援機能の強化の一環や、地域における相談支援拠点の一つとして、乳児院や児童養護施設等への附置のほか、NPO法人や医療法人等の多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるよう、積極的な取組を願います。

また、令和元年度予算より、児童家庭支援センター運営事業及び指導委託促進事業の補助基準額の算定方法の運用改善を図ったところである。各都道府県においても、これを踏まえた予算措置を講じていただくようお願いする。

(5) 児童養護施設職員等の処遇改善について

民間児童養護施設職員等の処遇改善については、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、

ア 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした一律3%相

当の処遇改善を行った上で、
イ これに加えて、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を勘案した処遇改善や、キャリアアップの仕組みを構築し、一定の研修を修了した職務分野別のリーダー的職員や支援部門を統括する職員に対する処遇改善（社会的養護処遇改善加算）を行っている。

社会的養護処遇改善加算のうち処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象者については、対象となる研修のア及びイの両方の研修を修了する必要があるが、平成29年度から、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象とすることができる取り扱いとしている。

この取り扱いについては、前回の主管課長会議でもお示ししたとおり、令和2年度以降については、原則、ア及びイの両方の研修を受けた者のみ加算対象とし、令和元年度に受講予定だった者のうち、自己都合以外の要因により研修が受講ができなかった者等については、令和2年度に限り特例的に認めることとする予定である。

都道府県等においては、引き続き、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修のみ修了している者が早期に両方の研修が修了できるよう、研修機会の確保や情報提供等に努めるようお願いしたい。

（6）施設運営の質の向上について

① 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。現在、第三者評価については、平成30年度から令和2年度までの3か年度間で実施されており、各都道府県等においては、未受審施設に対して、令和2年度までの受審を促すようお願いする。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

② 職員の資質向上のための研修

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、令和2年度予算案においても、引

き続き、実施するとともに、研修開催費用を新たに補助対象に追加することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

③ 施設長研修の実施について

施設長研修は、施設長の任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、令和2年度は社会的養護施設関係5団体が共催で11月26日～27日（東京会場）、12月14日～15日（大阪会場）にて研修の開催を予定している。

なお、児童自立支援施設の任用時研修については、このほか国立武蔵野学院でも行っている。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県等においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているため、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等（関連資料12参照）

国立武蔵野学院では、これまでの附属児童自立支援専門員養成所の施設や機能及びこれまで培ってきた職員のノウハウ等を活かしながら、児童福祉司等の養成及び社会的養護に携わる職員のスキルアップに対応した研修の充実を図るため、令和2年4月より国立武蔵野学院附属人材育成センター（仮称）を設置する予定としている。令和2年度においても、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所一時保護所職員等に対する研修を実施する予定としているので、各都道府県等におかれては積極的な参加をご検討いただきたい。

⑥ 児童自立支援施設及び児童心理治療施設における学校教育の導入について（関連資料13参照）

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成30年10月1日現在の実施状況は、全58施設中、

54施設となっている。

また、児童心理治療施設は、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が必要なことから、地元学校の特別支援学級の分教室や分校、特別支援学校の分校、分教室など個々の子どもに合わせた教育ができる体制を整える必要があるが、平成30年10月1日現在の学校教育の実施状況は、全50施設中、45施設となっている。

児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県等においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いするとともに、児童心理治療施設においても、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が行えるよう、積極的な学校教育の導入をお願いする。

⑦ 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。

また、平成28年3月に取りまとめた「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」では、平成21年度から平成25年度の被措置児童等虐待調査結果や個別事例の分析を行い、その検証結果や対応策を示しているので、参考にされたい。

特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年

度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

⑧ 児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について

児童養護施設等は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場である必要があり、子ども間の性的暴力が起こることはあってはならない。

そのため、平成31年4月に、すべての子どもに対する定期的な面接の実施や性教育の実施等、平成30年度の調査研究で聞き取った施設の取組事例を参考に未然防止や早期把握を徹底すべきことや、事案を把握した場合の児童相談所や保護者への報告と被害児童に対する安全確保や専門的ケアを確実に実施すべきこと等を通知しており、各都道府県においては、子どもの権利擁護が図られるよう、引き続き、各施設等への周知・徹底を図られたい。

なお、令和元年度の調査研究においては、平成30年度の調査研究で収集したデータを活用して、子どもが抱えている問題の背景や施設等での取組状況等と、把握された事案との関連性等について分析を行うとともに、その分析結果等を踏まえた施設現場等の実践に役立つチェックポイントを作成することとしている。

また、令和2年度予算案においては、児童養護施設等において、施設内における性暴力への対応等への体制を強化するため、「児童養護施設等体制強化事業」を拡充して、児童指導員等の補助者等を配置できることとしている。各都道府県等においては、積極的な活用をお願いする。

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,355億円の内数 (拡充)
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数 (拡充)
- ・里親制度等広報啓発事業81百万円 (拡充)
- ・里親養育包括支援 (フォオスターリング) 職員研修事業33百万円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業 (仮称) 12百万円 (創設)

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するために必要な費用を補助。

<拡充内容>

- ・フォオスターリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
- ・里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。
- ・2人目以降の里親手当の拡充等里親家庭への支援の充実を図る。

里親

養子縁組

II 特別養子縁組の推進

- ・民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
- ・民間養子縁組あっせん期間の職員の資質向上を図るためのモデル事業を実施。
- ・養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

自立支援

IV 自立支援の充実

- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。
- ・施設における自立支援体制の強化など子どもへの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。
- ・児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要な経費を補助。
- ・児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。

<拡充内容>



施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

<拡充内容>

- ・産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料を補助。
- ・施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。
- ・里親委託の推進を積極的に進めているなど一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実する。(子ども：職員＝6：4→最大6：6)

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもへの自立に向けた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業《拡充》

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

【拡充内容】

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

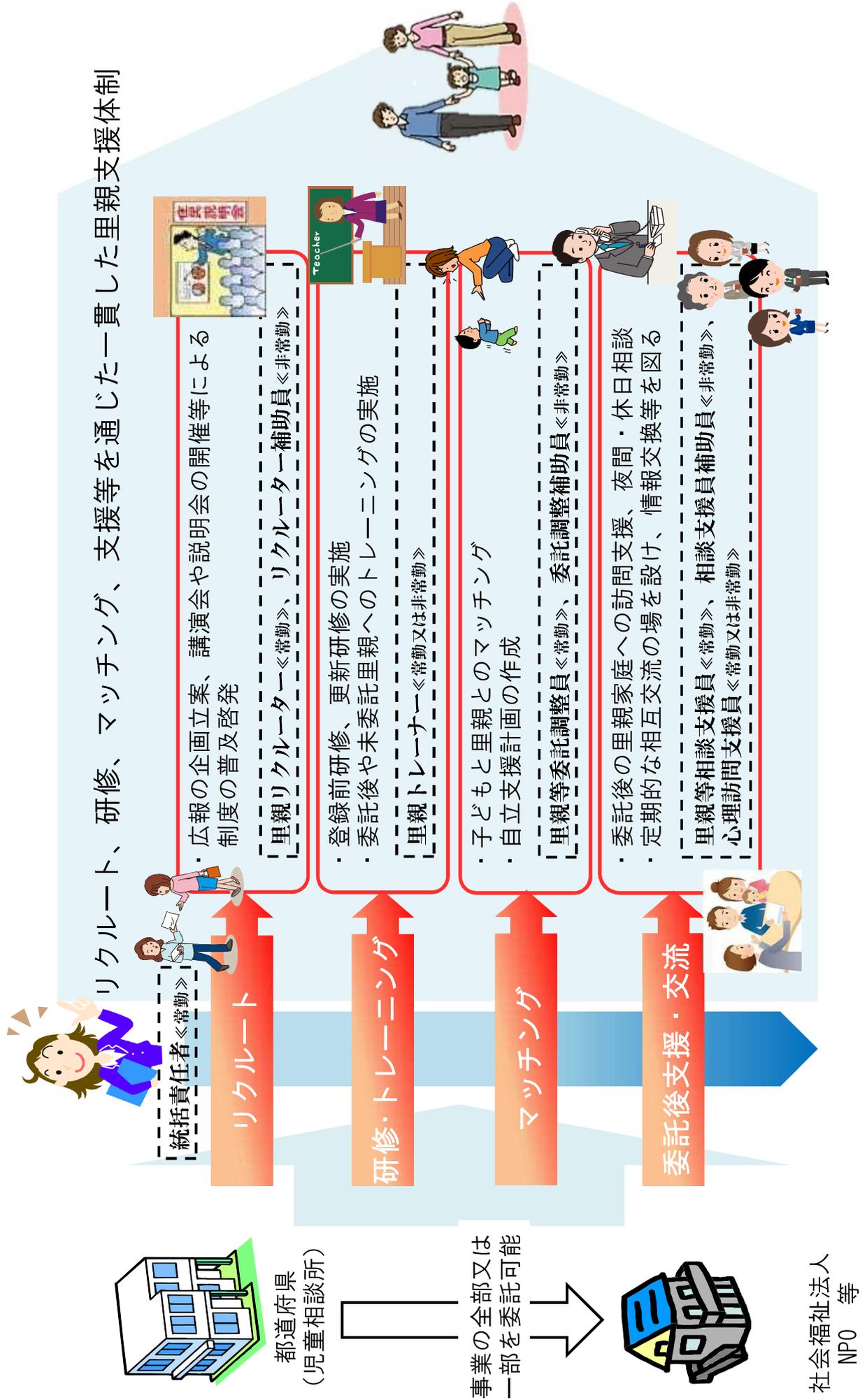
3. 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,826千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業 都道府県等が実施する場合 委託して実施する場合 里親リクルーター配置加算 新規里親登録件数 15件以上25件未満 25件以上35件未満 35件以上	1 自治体当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり	1,996千円 1,331千円 5,693千円加算 1,272千円加算 1,816千円加算 2,360千円加算
③里親研修・トレーニング等事業 都道府県等が実施する場合 委託して実施する場合 里親トレーナー配置加算（常勤） 里親トレーナー配置加算（非常勤） 研修代替要員費	1 自治体当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 人当たり 1 か所当たり	7,740千円 5,160千円 5,388千円加算 2,604千円加算 38千円 6,433千円
④里親委託推進等事業 新規里親委託件数 15件以上30件未満 30件以上45件未満 45件以上	1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり 1 か所当たり	1,092千円加算 2,836千円加算 3,890千円加算
⑤里親訪問等支援事業 里親等委託児童数 20人以上40人未満 40人以上60人未満 60人以上80人未満 80人以上 心理訪問支援員配置加算（常勤） 心理訪問支援員配置加算（非常勤） 面会交流支援加算 夜間・土日相談対応強化加算 24時間365日の相談支援体制を整備する場合 上記以外	1 か所当たり 1 自治体当たり	9,692千円 2,283千円加算 4,216千円加算 7,606千円加算 10,267千円加算 5,055千円加算 1,552千円加算 2,195千円加算 6,067千円加算《拡充》 2,855千円加算 3,749千円
⑥共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ



【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

4. 補助基準額

(1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,180円

(2) 研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

1. 事業内容

【令和2年度予算】33百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

1. 事業内容

【令和2年度予算案】81百万円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求めめる運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

ii 第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

i 養親希望者等支援モデル事業

児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

ii 障害児等支援モデル事業

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業

心理療法定当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

v 高齢児等への支援体制構築モデル事業《新規》

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくブレイセラピーやカウンセラー等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築

vi 資質向上モデル事業《新規》

養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③養親希望者手数料負担軽減事業《拡充》

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ii 第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり 54千円
1か所当たり 300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 養親希望者等支援モデル事業
- ii 障害児等支援モデル事業
- iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- v 高齢児等への支援体制構築モデル事業
- vi 資質向上モデル事業

1か所当たり 4,572千円
1か所当たり 3,007千円
1か所当たり 6,127千円
1か所当たり 6,293千円
1か所当たり 3,354千円《新規》
1か所当たり 1,100千円《新規》

③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり 350千円を上限《拡充》

4. 予算か所数

- i 養親希望者等支援モデル事業
- ii 障害児等支援モデル事業
- iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- v 高齢児等への支援体制構築モデル事業
- vi 資質向上モデル事業

15か所
10か所
15か所
10か所
12か所《新規》
12か所《新規》

5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

養子縁組に関する支援の拡充について

養子縁組民間あっせん機関助成事業

<現 行>

- (1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業
- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 (H30～)
※ 1人当たり53千円
- ② 第三者評価受審促進事業 (H30～)
※ 1か所当たり300千円
- (2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業
- ① 養親希望者等支援モデル事業 (H30～)
※ 児相等との連携体制の構築、関係機関と連携した支援、成立後の支援、事前マッチング、自助グループの育成等
※ 1か所当たり4,551千円
- ② 障害児等支援モデル事業 (H30～)
※ 1か所当たり2,942千円
- ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (R元～)
※ 1か所当たり6,072千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (R元～)
※ 1か所当たり6,244千円
- (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (R元～)
※ 1人当たり300千円

<予算案>

- (1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業
- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
※ 1人当たり54千円
- ② 第三者評価受審促進事業 (同 左)
- (2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業
- ① 養親希望者等支援モデル事業
※ 1か所当たり約4,572千円
- ② 障害児等支援モデル事業 ※ 1か所当たり3,007千円
- ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
※ 1か所当たり6,127千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
※ 1か所当たり6,293千円
- ⑤ 高齢児等への支援体制構築モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約3,354千円
- ⑥ 資質向上モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約1,100千円
- (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (拡充)
※ 1人当たり350千円

※ [] 毎に補助金の申請が可能。

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

1. 事業内容

【令和2年度予算案】20百万円（養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金）

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六条

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であって養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

(1) 児童指導員等となる人材の確保《拡充》

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

[拡充内容]

・ 指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減《新規》

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜間業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

・ 児童指導員等となる人材の確保 1人当たり 3,958千円
・ 夜間業務等の業務負担軽減 1か所当たり 3,958千円《新規》

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

1 児童養護施設等の環境改善事業

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【事業内容】

- (1) 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るための老朽化した設備の購入や更新及び改修に係る経費を補助
 - (2) ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
* (1)(2)について、地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園の移動等に当たり、原状復帰が必要となる場合の改修費も補助対象
 - (3) 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費を補助
 - (4) 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費に係る補助
- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村
- 【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円
ただし、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業分は、1か所あたり100万円
(2)の建物賃借料は、1か所あたり1,000万円<新規>、(3)の児童家庭支援センター開設支援事業は、1か所あたり300万円
- 【補助率】 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円

【補助率】 国1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助

また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1か所あたり800万円

【補助率】 国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

児童家庭支援センター運営等事業

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①児童家庭支援センター運営事業

- ・虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

③指導委託促進事業

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業

事務費		11,660千円
事業費	常勤心理職配置の場合	7,769千円
初度調弁費	非常勤心理職配置の場合 件数区分に応じて	353千円～6,615千円
	1か所当たり	400千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1か所当たり	1,069千円
③指導委託促進事業	1件当たり（月額）	107千円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり 宿泊なし	1人当たり 1人当たり	133,000円 73,000円
②長期研修	送り出し施設 受入施設（他施設職員受入） 調整機関連事務費 受入施設（実習生受入） 受入施設（実習生等就職促進）	1人当たり 1人当たり 1自治体当たり 実習1回当たり 1日当たり	1,052,000円 216,000円 2,992,000円 86,200円 3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,499,000円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】12百万円（社会的養護出身者ネットワーク形成事業）

社会的養護経験者等の孤立化を防止、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。

（内 容）

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業《拡充》

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

- ・ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要な経費を補助する。
- ②身元保証人確保対策事業
児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーナーネイター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・ 居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・ 生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・ 生活相談支援 賃金 1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円
事務費 1か所当たり 対象者が気軽に集まれる場を常設する場合4,785千円《拡充》、左記以外2,165千円
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・ 学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
補習費 1人当たり月額20,000円
補習費特別分 1人当たり月額25,000円
- ・ 就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ・ 大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

②身元保証人確保対策事業

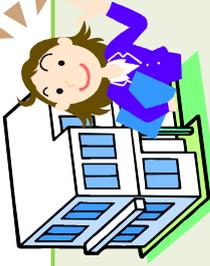
- ・ 就職時の身元保証 年間保険料10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

4. 補助率

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づき支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等> ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
 - ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等
- ⇒ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要なとなる経費の補助を創設



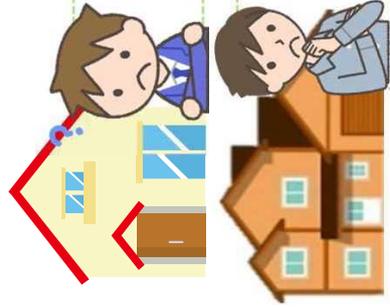
③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

措置解除

（家庭復帰又は自立した児童）



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁

- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能

④住居費支援（里親・施設の住居費を支援）

⑤生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）

⑥学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において引き続き施設等に居住する児童）
住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和元年度)

(令和2年度予算案)

対前年度増減額

131,657百万円

→

135,480百万円

(+3,823百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度予算案
予算額	114,003 【114,853】	122,716 【123,466】	126,647	131,657	135,480

※【】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

○ 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容【主なもの】

(1) 小規模かつ地域分散化の更なる推進

項目	内容
児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の更なる充実	地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支持する。 (子ども：職員＝6：4 ⇒ 最大6：6(※)) ※積極的に里親委託の実施や多機能化・機能転換を図っている施設の場合

(2) 里親養育への支援の充実

項目	内容
里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進	里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援(レスパイトケア)の利用促進のため、利用可能なケースを具体的に明示することにより、適正な運用が図られるようにするとともに、レスパイトケアを行った施設に対する補助額について、2歳未満の子どもを預かった場合の単価を拡充する。 【現行】全年齢：5,600円 → 【改善案】2歳未満：8,640円、2歳以上：5,600円
里親手当の拡充	里親手当について、手当額に庁費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充する。 【現行】 養育里親 1人目：86,000円 2人目以降：43,000円 専門里親 1人目：137,000円 2人目：94,000円 【改善案】 養育里親 1人目：90,000円 2人目以降：90,000円 専門里親 1人目：141,000円 2人目：141,000円

(3) 自立に向けた支援の強化

項目	内容
施設における自立支援体制の強化など子どもへの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築	児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置(※)し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。 ※アフターケアの対象者が一定数以上の場合。なお、職業指導員との選択。

5. 拡充内容【主なもの】

(4) 児童相談所一時保護所の職員体制の抜本的強化

項目	内容
一時保護を必要としている子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護所の職員体制の抜本的強化を図る	職員の配置改善を実施(子ども：職員＝2：1又は3：1の保護単価を創設する。)専門性を有する人材の確保に向け、一定の研修を受講した者の処遇改善を実施する。直接処遇職員が、子どもの養育に専念できるよう、事務の専従職員を配置した場合の加算を創設する。
個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化	利用児童が一定数以上の一時保護所において、個別対応職員を更に1名配置した場合の加算を創設する。
アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化	アレルギー対応や2次調理などに対応するため、利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置した場合の加算を創設する。
一時保護専用施設の設置促進	賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置した場合の賃貸料を支弁する。

(5) その他

項目	内容
防災対策の強化	施設機能強化推進費の適用がない里親、ファミリーホーム、自立援助ホームにおける防災対策の強化のため、職員等への防災教育、訓練の実施及び防災用具の整備に要する費用を支弁する。
教育費の対象拡大	自立援助ホームに入居している児童が、特別支援学校高等部に通う場合についても、児童養護施設等と同様に教育費を支弁する。
入進学支度金及び入学時特別加算費の拡充	一般家庭の実態を踏まえ、入進学支度金及び入学時特別加算費を増額する。 【現行】小学校：50,600円 中学校：57,400円 高等学校：61,150円 【改善案】小学校：63,100円 中学校：79,500円 高等学校：86,300円